

監事監査報告書

平成27年5月13日

社会福祉法人 広島県福祉事業団
理事長 黒瀬靖郎様

監事 清水迫章造

監事 齋藤禎治

私たち監事は、社会福祉法人広島県福祉事業団（以下「福祉事業団」という。）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、社会福祉法人広島県福祉事業団定款（以下「定款」という。）、社会福祉法人広島県福祉事業団経理規程（以下「経理規程」という。）及び社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当福祉事業団の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当福祉事業団の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当福祉事業団の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書、事業活動収支計算書は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当福祉事業団の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以上